

## 介護保険法上の事後規制についてのQ&A

### 1（指定等の際に審査される事項）

指定や更新の申請に際し、指定や更新が受けられない事由が追加されたそうですが、どのような点が追加されたのでしょうか。

（平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料P172の1再掲）

（答）

従前は、事業者が事業の指定の基準を満たし、適正な事業運営が可能かどうかを審査しておりましたが、介護サービスの質を確保するという観点から不正の再発の防止のため、指定等の要件の見直しを行いました。具体的には、指定等の欠格事由の対象者に法人役員等を追加し、また、下記の要件を追加しました。

- ・ 禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者
- ・ 介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者
- ・ 指定取消から5年を経過しない者
- ・ 指定取消処分の通知日から処分の日等までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過しない者
- ・ 5年以内に介護保険サービスに関し、不当又は著しく不正な行為をした者

指定や更新の際に、これらに該当する者がいる場合は、新たな指定は受けられず、また、更新がされないため、指定の有効期間の満了とともに介護保険上の介護サービス事業を存続できなくなります。

## 2（役員等の範囲について）

事業者だけでなく、役員等が指定・更新の欠格事由に該当する場合にも指定・更新を受けられないとのことですが、「役員等」の具体的な範囲はどこまででしょうか。例えば、訪問介護事業所における管理者及びサービス提供責任者は「役員等」に含まれるのでしょうか。（平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料P173の2再掲）

（答）

介護サービス事業者の指定等における欠格事由・取消事由（指定取消から5年を経過しない者であるとき等）にある「役員等」の範囲については、次のとおりです。

### 「役員等」の範囲

- ① 法人でない病院等の場合は、医療法及び薬事法で規定されている管理者
- ② 法人である場合は、

#### A. 役員

イ 業務を執行する社員・取締役・執行役又はこれらに準ずる者

※「これらに準ずる者」とは具体的には

- ・合名会社、合資会社、合同会社では会社法で規定される社員
- ・株式会社では会社法で規定される取締役等
- ・社会福祉法人→ 社会福祉法で規定される役員
- ・医療法人→ 医療法に規定される役員 など

ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者

※相談役、顧問等といった実質上法人の経営に支配力を有する者が想定されますが、法人の経営に対しどの程度支配力を有しているかは、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断することになります。

#### B. その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人

- ・ 事業所の管理者（基準省令等で規定される管理者と同じ）

従って、訪問介護事業所の管理者は、「役員等」の範囲に含まれますが、原則として、サービス提供責任者は含まれません。

### 3（欠格事由に該当する役員等がいる場合）

法人役員の1人が指定等の欠格事由に該当しても、法人として欠格事由に該当しなければ、指定や更新を受けられるのでしょうか。

例えば、指定の取消処分を受けたB訪問介護事業所を運営していたA法人の役員であったC氏が、D法人の役員でもある場合、D法人は新たにE訪問介護事業所の指定を受けられるのでしょうか。また、D法人が経営しているF訪問介護事業所は指定の更新を受けられるのでしょうか。

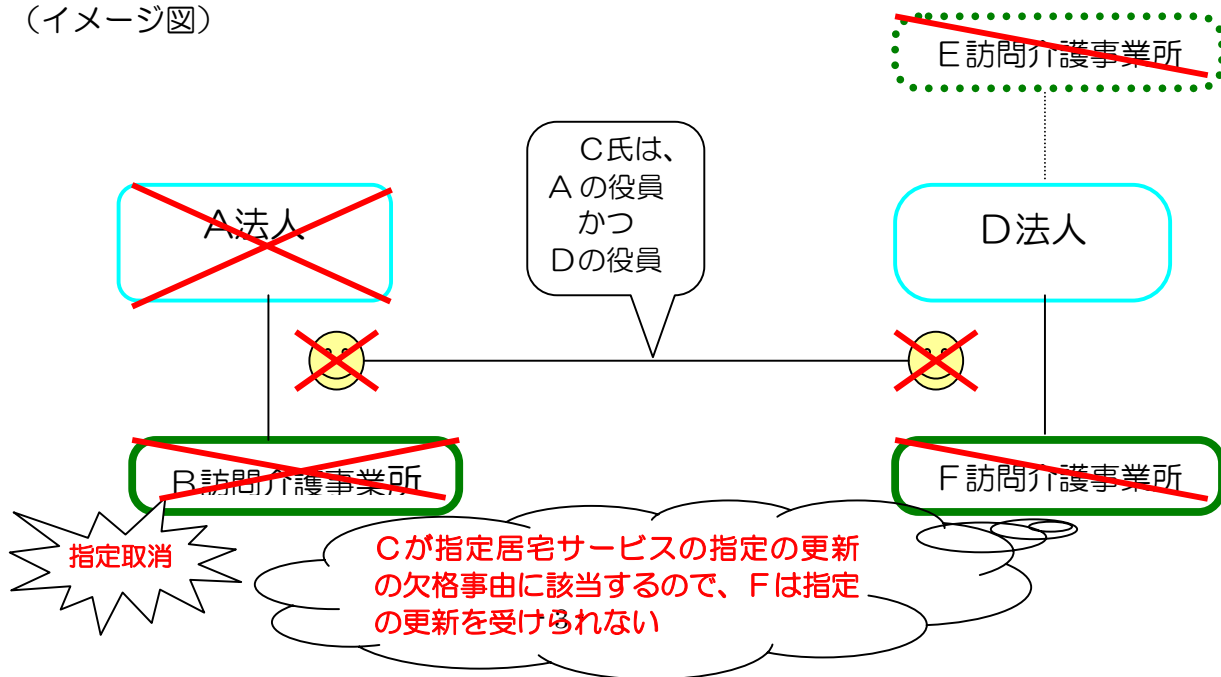
（平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料P174の3再掲）

（答）

B訪問介護事業所が指定の取消処分を受けた場合、A法人だけでなく、その役員であるC氏も指定の欠格事由である「指定取消から5年を経過しない役員等」に該当します。そのため、C氏が別のD法人の役員でもある場合、D法人は新たにE訪問介護事業所の指定を受けることはできません。

また、D法人の傘下であるF訪問介護事業所においても、例え不正の事実がなくても、B訪問介護事業所の指定の取消処分から5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、同様にC氏が「指定取消から5年を経過しない役員等」という指定の更新の欠格事由に該当し、指定の更新を受けられませんので、指定の効力を失うこととなります。

（イメージ図）



#### 4（欠格事由である犯罪履歴について）

指定・更新の欠格事由である「介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者」における「その他保健医療福祉に関する法律」とは、何を指すのでしょうか。

例えば、訪問介護事業所を経営する会社の役員が交通違反で罰金処分を受けた場合は、当該訪問介護事業所は指定の更新を受けられるのでしょうか？

（平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料P175の4再掲）

（答）

下記の24の法律を指します。したがって、交通違反による罰金処分は、指定の更新の欠格事由となりません。なお、禁錮以上の刑については、法律の種類を問わず、欠格事由となります。

健康保険法・児童福祉法・栄養士法・医師法・歯科医師法・保健師助産師看護師法・歯科衛生士法・医療法・身体障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・社会福祉法・知的障害者福祉法・薬事法・薬剤師法・老人福祉法・理学療法士及び作業療法士法・老人保健法・社会福祉士及び介護福祉士法・義肢装具士法・精神保健福祉士法・言語聴覚士法・発達障害者支援法・障害者自立支援法・高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律

5（欠格事由である不正又は著しく不当な行為について）

指定の更新の欠格事由である「不正又は著しく不当な行為」とは具体的にどのようなケースが相当するのでしょうか。

指定の更新申請の際に都道府県等の指定権者が「不正又は著しく不当な行為をした」とであると判断した場合には指定の更新を受けられないのでしょうか。

（平成18年2月ブロック会議Q&A「問14」P944同旨）

（平成18年8月全国介護保険指導監査担当課長会議資料P95の7同旨）

（平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料P176の5再掲）

（答）

指定の取消処分を受けていなくても、指定の更新に際し、「不正又は著しく不当な行為をした」と判断される場合には、指定の更新の欠格事由に該当するため、指定の更新を受けられません。これは都道府県等の指定権者において個別の事例に応じて適切に判断されることですが、具体例としては、改善命令に従わずに複数回に渡り指導等を受けているような場合などが該当すると考えられます。

## 6（指定の取消処分による指定の更新への影響①）

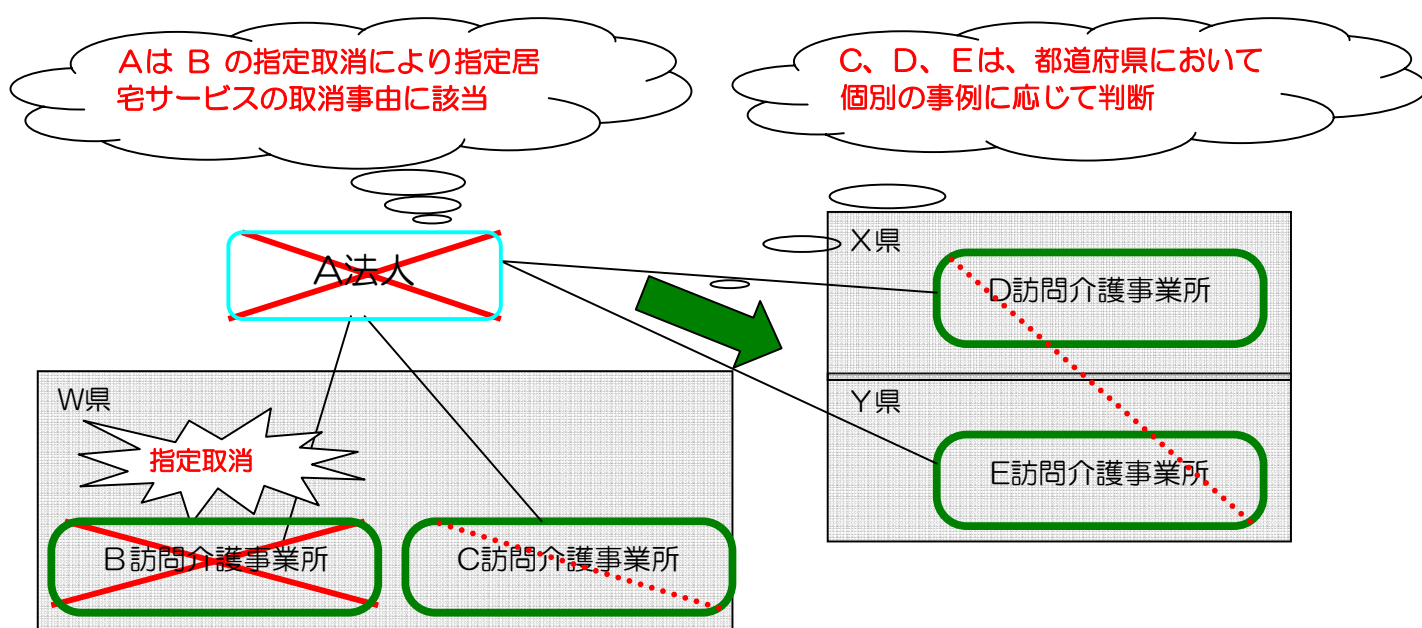
複数の居宅サービス事業所を複数の県においてA法人が経営する場合において、  
(1) 例えば、B訪問介護事業所において不正の事実が発覚し、立入検査を受け指定の取消処分を受けた場合、A法人が経営する同じ県のC訪問介護事業所及び他県のD、E訪問介護事業所についても立入検査を受け、指定の取消の処分を受けるのでしょうか。

（平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料P177の6再掲）

（答）

B訪問介護事業所が指定の取消処分を受けると、A法人は「指定取消から5年を経過しない法人」という指定の取消事由に該当します。しかし、C訪問介護事業所を始めとした他の訪問介護事業所に対して、必ず立入検査が実施され、指定の取消処分が行われるのではなく、指定権者である都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断した上で、処分が決定されます。例えば、B訪問介護事業所の不正がA法人の指示であるなど法人の関与があると考えられる場合などには、C、D、E訪問介護事業所において指定の有効期間の満了を待たずに、指定の取消処分を受ける場合があります。

（イメージ図）

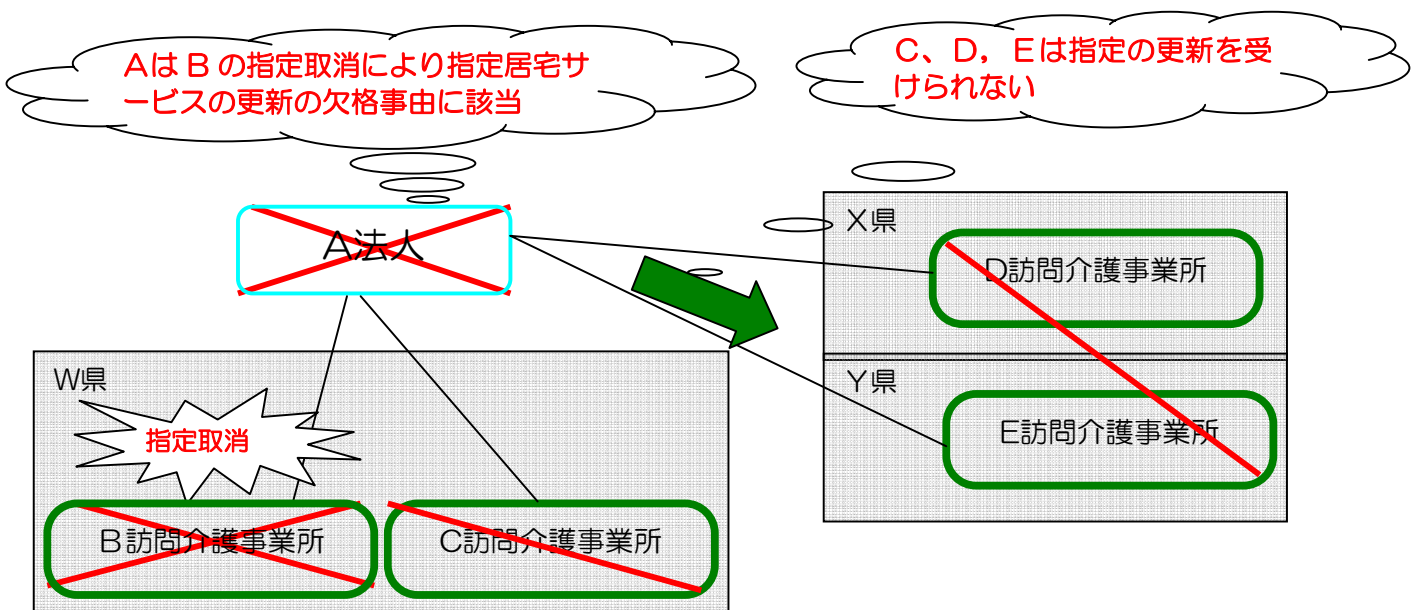


(2) 上記のケースでA法人が経営するC、D、E訪問介護事業所について、不正等の事実がなければ、C、D、E訪問介護事業所は指定の更新を受けられるのでしょうか。

(答)

A法人は、「指定取消から5年を経過しない法人」という指定の更新の欠格事由に該当し、C、D、E訪問介護事業所についても、例え不正の事実がなくても、B訪問介護事業所の指定の取消処分から5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、指定の更新を受けられませんので、指定の効力を失うことになります。

(イメージ図)



## 7（指定の取消処分による指定の更新への影響②）

同じ建物内でA居宅介護支援事業所、B通所介護事業所及びC介護予防通所介護事業所の介護サービス事業を営んでいるD法人において、

（1）例えば、A居宅介護支援事業所が指定の取消処分を受けた場合において、B通所介護事業所とC介護予防通所介護事業所についても立入検査を受け、指定の取消処分を受けるのでしょうか。

（平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料P179の7再掲）

（答）

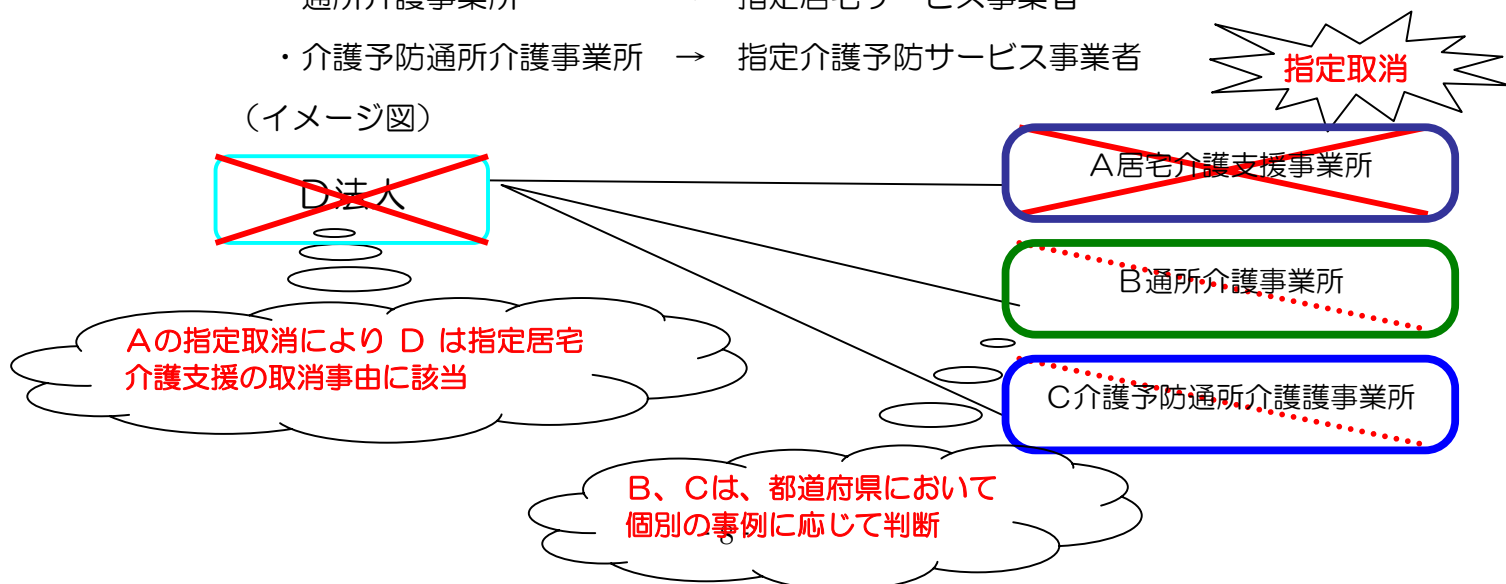
A居宅介護支援事業所が指定の取消処分を受けると、D法人は「指定取消から5年を経過しない法人」という指定の取消事由に該当しますが、B通所介護事業所及びC介護予防通所介護事業所は、居宅介護支援事業所とは、それぞれ別の指定の種類の事業であり、同じ建物で事業を実施しているからといって直ちに取消処分の対象となるわけではありません。

ただし、A居宅介護支援事業所の指定の取消の原因となった事実について、別の種類の指定であるB通所介護事業所とC介護予防通所介護事業所においても「不正又は著しい不当な行為をした」と判断しうるようなケースについては、指定の取消処分を受ける場合もあります。

※それぞれのサービスの指定の種類（詳細についてパンフレットの6頁参照）

- ・居宅介護支援事業所 → 指定居宅介護支援事業者
- ・通所介護事業所 → 指定居宅サービス事業者
- ・介護予防通所介護事業所 → 指定介護予防サービス事業者

（イメージ図）

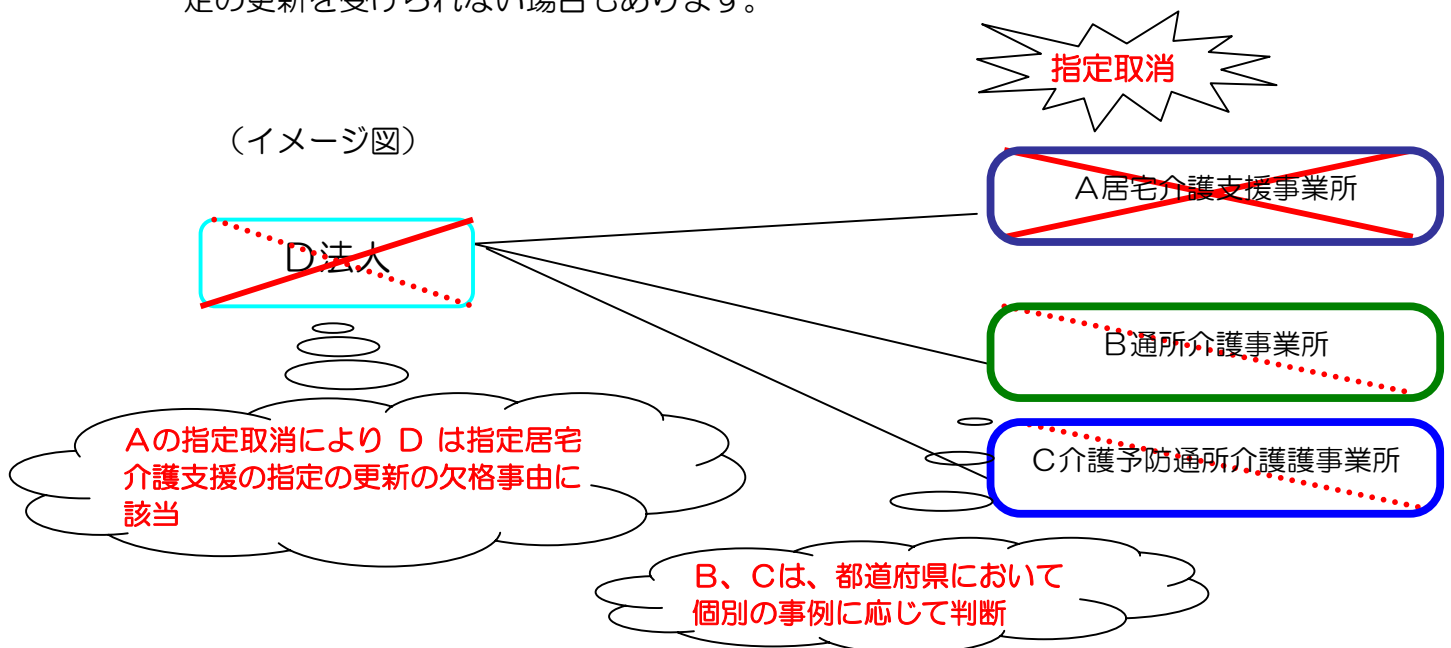


(2) 上記のケースでA居宅介護支援事業所が指定の取消処分を受けてから5年が経過しない間にB通所介護事業所とC介護予防通所介護事業所の指定の効力の有効期間が満了した場合、両事業所は指定の更新を受けられるのでしょうか。

(答)

D法人は指定の更新の欠格事由である「指定の取消から5年を経過しない法人」に該当しますが、B通所介護事業所及びC介護予防通所介護事業所は、それぞれ別の指定の種類の事業であり、直接的には指定の更新を受けられなくなるわけではありません。

ただし、A居宅介護支援事業所の指定の取消の原因となった事実について、別の種類の指定であるB通所介護事業所とC介護予防通所介護事業所においても「不正又は著しい不当な行為をした」と判断しうるようなケースについては、指定の更新を受けられない場合もあります。



8（指定の取消処分による指定の更新への影響③）→社会福祉法人の場合

複数の介護保険施設と居宅サービス等を経営する社会福祉法人Aにおいて、例えば、B介護老人福祉施設が指定の取消処分を受けた場合、サテライト施設であるC地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、B介護老人福祉施設に併設のD通所介護事業所、他県のE介護老人福祉施設、F介護老人保健施設については、指定・許可の更新を受けられるのでしょうか。

（平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料P181の8再掲）

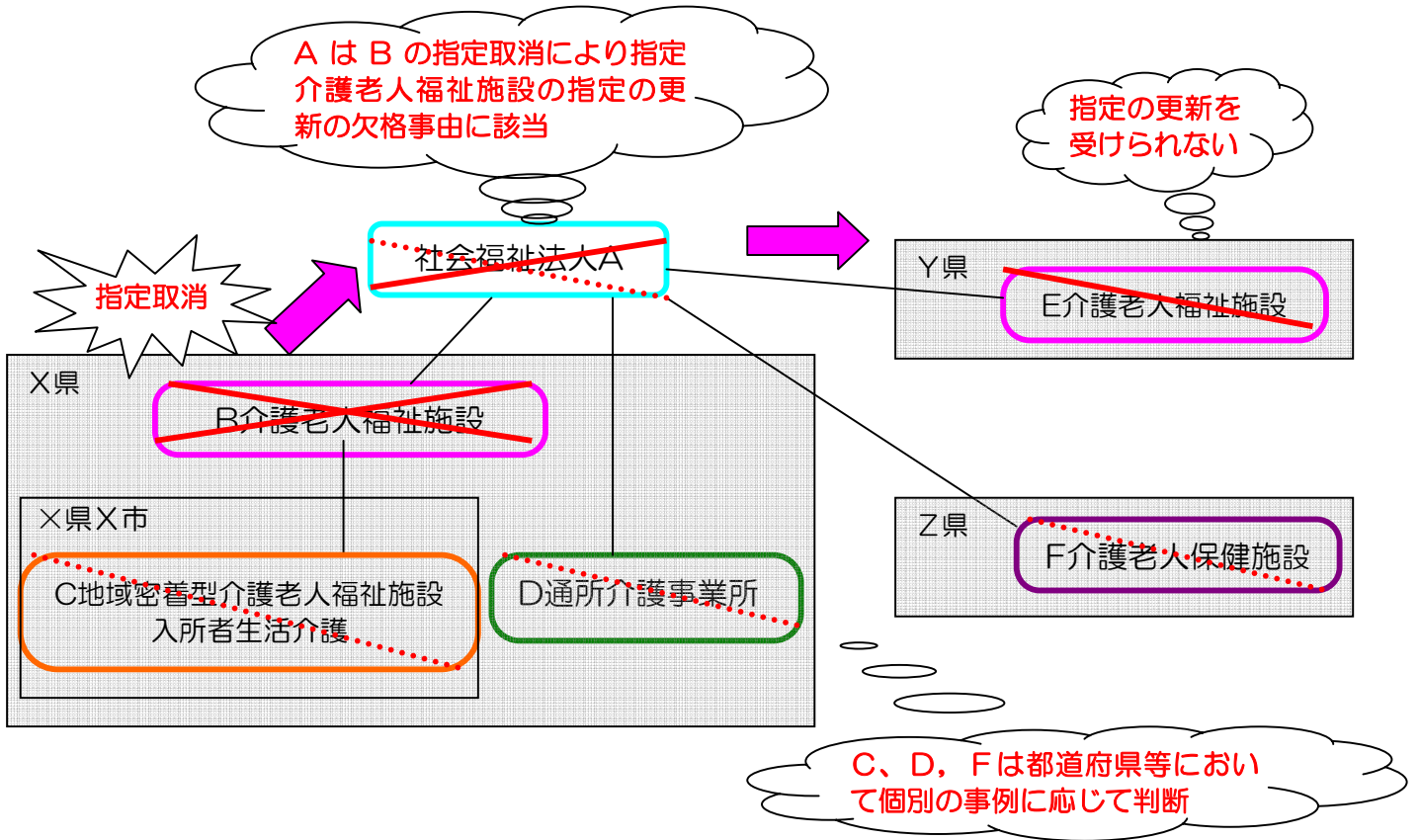
（答）

社会福祉法人Aは、B介護老人福祉施設の指定の取消処分により、「指定の取消から5年を経過しない法人」という指定の更新の欠格事由に該当するため、社会福祉法人Aが経営する他県のE介護老人福祉施設についても、例え不正の事実がなくても、5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、同じ規定により、指定の更新を受けられず、指定の効力を失うこととなります。

B介護老人福祉施設のサテライト施設であるC地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、B介護老人福祉施設に併設のD通所介護事業所、及び他県にあるF介護老人保健施設については、介護老人福祉施設とは別の指定の種類であるため、直接的には指定・許可の更新を受けられなくなるわけではありません。

ただし、前問と同様にB介護老人福祉施設の指定の取消の原因となった事実について、別の種類である介護サービス事業においても「不正又は著しい不当な行為をした」と判断しうるようなケースについては、指定・許可の更新を受けられない場合もあります。

(イメージ図)



9（指定の取消処分による指定の更新への影響④）→医療法人の場合

D介護療養型医療施設、E介護老人保健施設、及びF通所リハビリテーション事業所（Eのみなし指定を受けた事業所）を経営している医療法人Aの理事であるB氏が別に診療所を開業し、C介護療養型医療施設を営んでいる場合に、C介護療養型医療施設に不正が発覚し、立入検査を受けた結果、指定の取消処分を受けた場合には、医療法人Aが経営するD介護療養型医療施設、E介護老人保健施設、F通所リハビリテーション事業所は、指定・許可の更新を受けられるのでしょうか。

（平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料P183の9再掲）

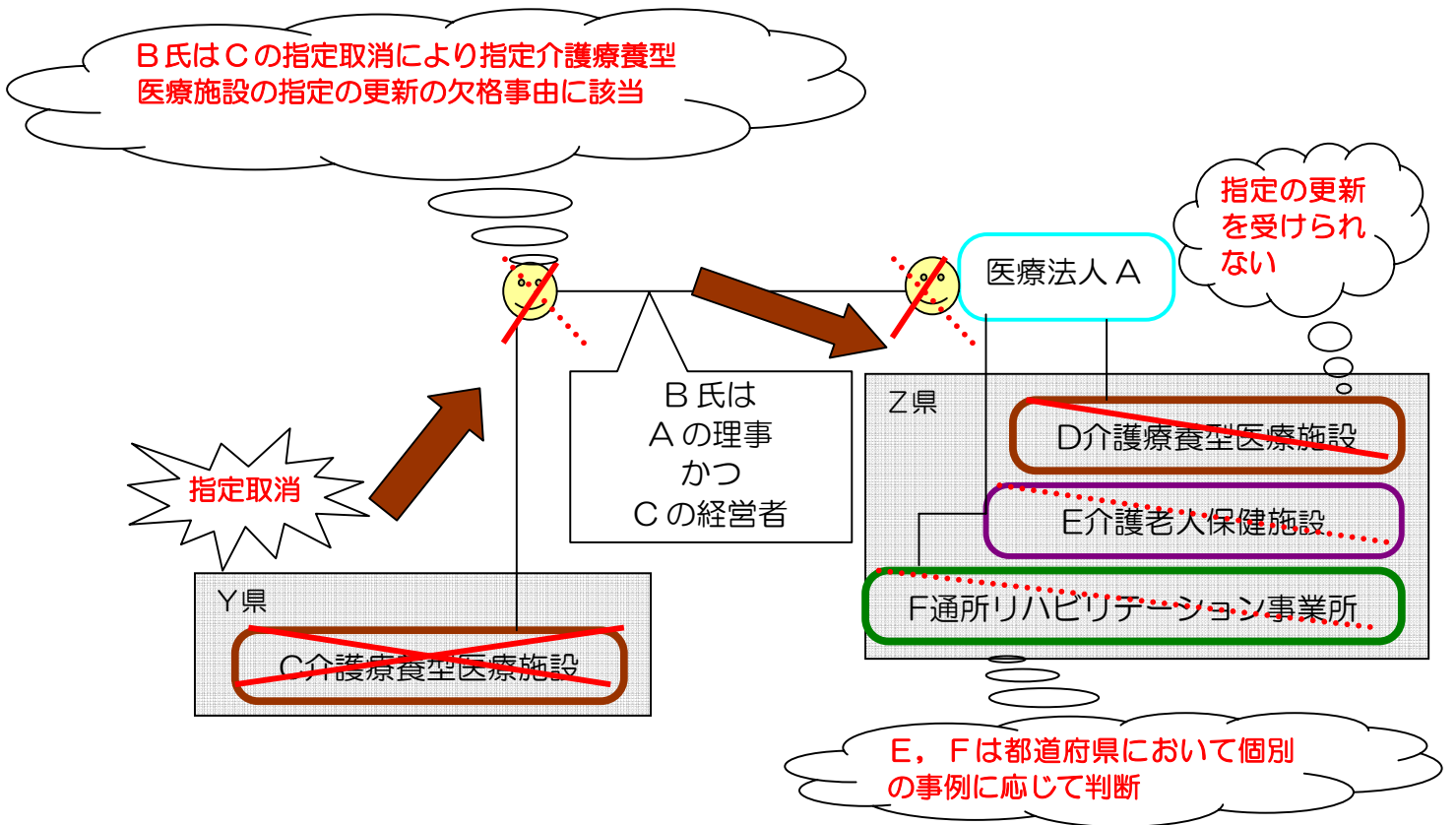
（答）

医療法人Aの理事であるB氏は、指定の更新の欠格事由である「指定の取消を受けてから5年間を経過しない役員等」に該当するので、医療法人Aは同じ指定の種類であるD介護療養型医療施設に関しては、例え不正の事実がなくても、5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、同じ規定により、指定の更新を受けられず、指定の効力を失うことになります。

E介護老人保健施設とF通所リハビリテーション事業所については、問7と同様に別の指定・許可の種類であるので、直接的には指定・許可の更新を受けられなくなるわけではありません。

ただし、問7と同様にC介護療養型医療施設の指定の取消の原因となった事実について、別の種類である介護サービス事業においても「不正又は著しい不当な行為をした」と判断しうるようなケースについては、指定・許可の更新を受けられない場合もあります。

(イメージ図)



10（指定の取消処分による指定の更新への影響⑤）→地域密着型サービスの場合

複数の市町村で地域密着型サービス事業所を経営するE法人においてX県x市のA認知症対応型共同生活介護事業所が指定の取消処分を受けた場合、同市のB認知症対応型共同生活介護事業所、Y県y市のC小規模多機能型居宅介護事業所については、同じ指定の類型であるために指定の更新は受けられなくなるのでしょうか。

（平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料P185の10再掲）

（答）

地域密着型サービスについては、指定の取消の原因となった事実によって、地域密着型サービスの事業所の指定の更新を受けられない場合と、市町村長の判断により指定の更新を受けられる場合があります。（下表参考）

従って、B 認知症対応型共同生活介護事業所及びC 小規模多機能型居宅介護事業所については、A 認知症対応型共同生活介護事業所が取消の原因となった事由によってその取扱いは変わります。（後述の（1）、（2）のケースを参照）

指定の更新を受けられない場合の取消事由	市町村長の判断により指定の更新を受けられる場合の取消事由
<p>① 事業者が、介護保険法その他国民の保健医療又は福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終わるまでの者に該当するに至ったとき。</p> <p>② 事業者が、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又はこれに基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないとの規定に違反したと認められるとき</p> <p>③ 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>④ 事業者が、市町村から、報告又は帳簿書類の</p>	<p>① 事業者の役員等が次のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>ア 法第78条の9第2号から第5号までの規定により指定を取り消された法人において、当該取消の処分に係る聴聞の通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消の日から5年を経過しないもの</p> <p>イ アの期間内に事業の廃止の届出等をした法人において、アの通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出等の日から5年を経過しないもの</p>

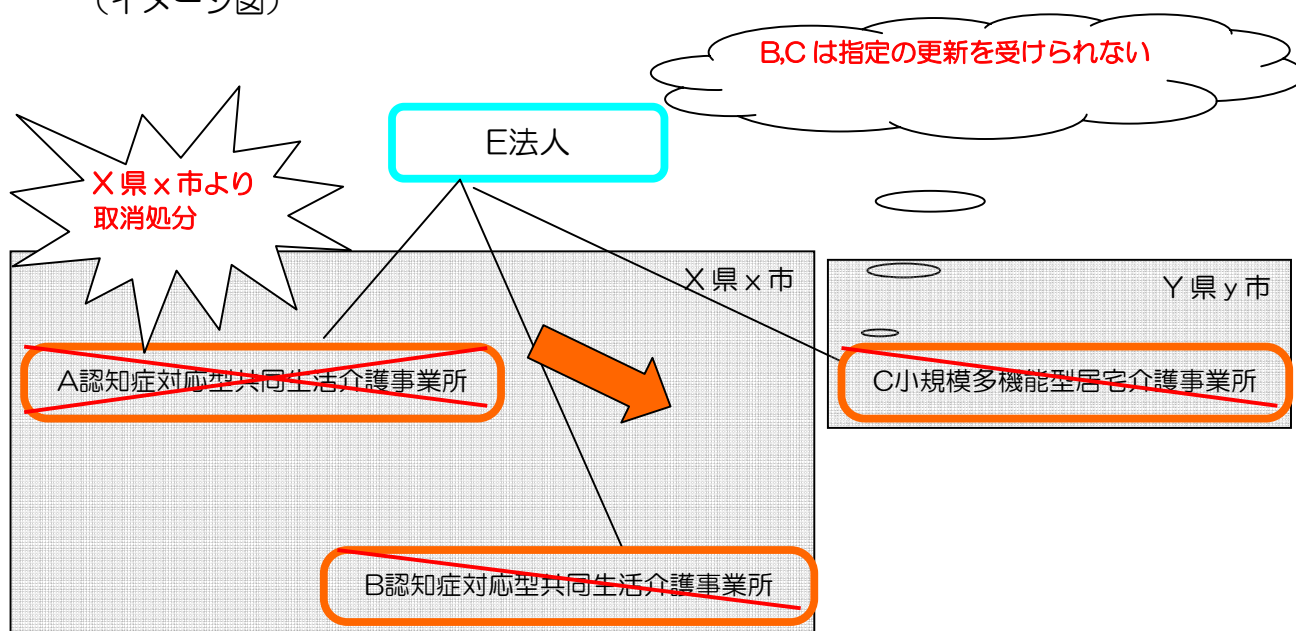
<p>提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>⑤ 事業者又は事業所の従業者が、市町村から、出頭を求められてこれに応じず、質問に対して回答せず、虚偽の回答等をしたとき。</p> <p>⑥ 事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。</p> <p>⑦ 事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※ 介護保険法第78条の2第4項参照</p>	<p>② 事業者が、指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>③ 事業者が、事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等を満たすことができなくなったとき。</p> <p>④ 事業者が、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>※ 介護保険法第78条の2第5項参照</p>
---	--

(1) 上記のケースで例えば、A 認知症対応型共同生活介護事業所が不正な介護報酬の請求をして指定の取消処分を受けた場合に、B 認知症対応型共同生活介護事業所及びC 小規模多機能型居宅介護事業所は、指定の更新を受けられるでしょうか。

(答)

A 認知症対応型共同生活介護事業所が不正な介護報酬の請求をして指定の取消処分を受けたことは、指定の更新を受けられない場合の取消事由に該当するので、B 認知症対応型共同生活介護事業所及び C 小規模多機能型居宅介護事業所については、例え不正の事実がなくても、A 認知症対応型共同生活介護事業所の指定の取消処分から5年以内に指定の有効期間の満了を迎える場合、指定の更新を受けられませんので、指定の効力を失うことになります。

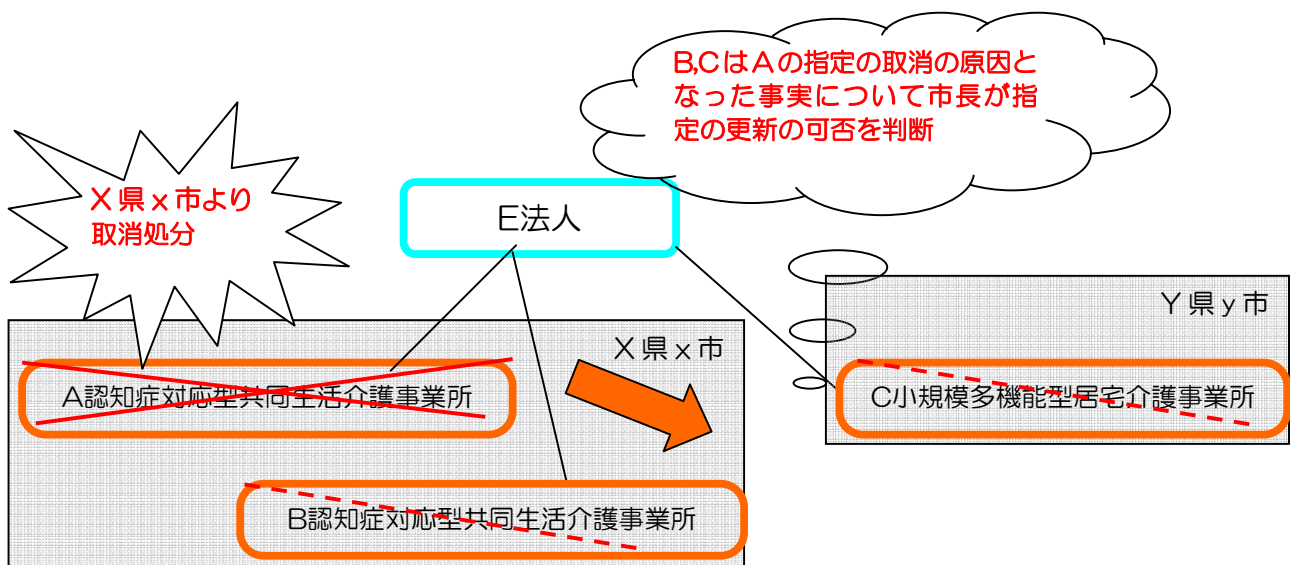
(イメージ図)



(2) 上記のケースで例えば、A 認知症対応型共同生活介護事業所が x 市から指定を受ける際に付された条件に違反して指定の取消処分を受けた場合に、B 認知症対応型共同生活介護事業所及び C 小規模多機能型居宅介護事業所は、指定の更新を受けられるでしょうか。

(答)

A 認知症対応型共同生活介護事業所が x 市から指定を受ける際に付された条件に違反して指定の取消処分を受けたことは、市町村長の判断により指定の更新が受けられる場合の取消事由に該当するので、B 認知症対応型共同生活介護事業所においては x 市が、また、C 小規模多機能型居宅介護事業所においては y 市が、個別の事例に応じて指定の更新の可否を判断することになります。



### 1 1 (みなし指定の事業者の効力について①)

介護保険法上の居宅療養管理指導のみなし指定を受けた診療所において、不正の事実が発覚し、立入検査の結果、指定の取消の処分を受けた場合、居宅療養管理指導のみなし指定の効力はどのような取り扱いになるのか教えてください。

(平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当国会議資料P189の11再掲)

(答)

みなし指定を受けている居宅療養管理指導が指定取消を受けた場合、当該診療所の開設者は処分を受けてから5年間、介護保険法の居宅療養管理指導のサービスを実施できません。居宅療養管理指導を再開する際には、処分から5年経過した後、改めて指定の申請を行う必要があります。

### 1 2 (みなし指定の事業者の効力について②)

健康保険法に基づく保険医療機関・保険薬局の指定があったときに、特例として、一定の在宅サービスについて指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされた事業者(介護保険法第71条・72条)、及び平成12年法施行時にみなし指定された事業者(介護保険法施行法第4条)についても、更新申請の対象となるのか。(平成18年2月全国介護保険担当課長会議資料P942の問5同旨)

(答)

介護保険法第71条、第72条及び介護保険施行法第4条の規定により指定があったものとみなされた事業者については、指定の規定が更新についても準用されており改正法第70条の2における指定の更新について適用しないこととする。

### 1 3（指定・更新の欠格事由に相当する行政処分について）

不正の事実が発覚し、都道府県等による立入検査の結果、指定の効力の全部又は一部停止の処分を受けた場合、指定の効力の有効期限の満了に伴い、指定の更新を受けられなくなるのでしょうか。その場合、介護サービス事業者は業務を行えなくなるのでしょうか。

（平成18年8月全国介護保険指導監査担当課長会議資料P94の4同旨）

（平成19年2月全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料P189の12再掲）

（答）

指定の取消処分については、指定の欠格事由となりますが、指定の効力の全部又は一部停止の処分は欠格事由にはあらず、直接的には指定の更新を受けられなくなるわけではありません。

ただし、都道府県等の指定権者が当該事実について「不正又は著しく不当な行為をした」と判断した場合はその限りではありません。

### 1 4（勧告・改善命令の実施期限について）

勧告・改善命令を実施するに当たって、期限を定めることとされているが、これはどのように定めるのか。

（平成18年8月全国介護保険指導監査担当課長会議資料P94の1再掲）

（答）

期限を定めるに当たっては、具体的な日にちをもって定めることし、期間については、改善すべき内容及び状況に応じ、各自治体において適切に判断されたい。

なお、勧告・改善命令を行った場合には、事業者に対して改善計画書を提出させることが考えられる。

15（勧告後の公表について）

勧告に事業者が従わない場合には、必ず公表しなければならないのか。

（平成18年8月全国介護保険指導監査担当課長会議資料P94の2再掲）

（答）

勧告の際に付した改善期限が経過したのちに速やかに改善命令・公示を行う場合や、改善期限が経過したが一定期間ののちに改善が図られることが想定される場合には、公表しないこととしても差し支えない。

16（弁明の機会の付与について）

業務改善勧告・改善命令を行うに際して、弁明の機会を付与すべきか。

（平成18年8月全国介護保険指導監査担当課長会議資料P94の3再掲）

（答）

改善命令を行う場合には、弁明の機会の付与を行う必要がある。ただし、遵守すべき内容が明らかであり、違反事実が客観的に確認される場合には、弁明の手続きを省略することも可能である。（行政手続法第13条第2項第3号参照）

#### 17（指定の取り消しを行う際の留意点）

指定の取り消しを行う際に、従来の取扱いに加え、新たに留意すべき点は何か。

（平成18年8月全国介護保険指導監査担当課長会議資料P94の5再掲）

（答）

今般の介護保険法の改正により、悪質な事業者を排除し、適切な事業者によるサービス提供を確保する観点から、指定・指定の更新・指定の取り消しの要件として、「事業者及びその役員が同一のサービスにおいて過去5年間に指定の取り消しを受けていないこと」が位置付けられたところであり、指定の取り消しを行う際には、この点も留意の上、適切に運用されたい。

#### 18（指定の効力の停止・取消しについて）

勧告・改善命令を行わなければ、指定の効力の停止・取消しを行うことはできないのか。

（平成18年8月全国介護保険指導監査担当課長会議資料P95の6再掲）

（答）

どのような場合にどういった処分を行うかは、事実関係を十分に把握した上で、事業者が指定の取消し又は効力の停止の要件に該当するに至った事由等を勘案し、指定権者たる各自治体において判断されるべきものである。

原則としては、行政指導、改善勧告及び改善命令を行ったのちに、なお改善がなされないような場合に、指定の効力の停止及び取消しといった手段をとるべきものと考えますが、例えば、著しく悪質な指定基準違反がある場合や、不正な手段によって指定を受けた場合などにおいては、勧告・改善命令及び指定の効力の停止を行うことなく、指定の取消を行うことも差し支えない。

## 19（指定更新時の事務手続きについて①）

指定更新申請について、申請を受け付けた際に指定申請と同様に立入検査を行う必要があるのか。

（平成18年2月ブロック会議Q&A「問7」P943再掲）

（平成18年8月全国介護保険指導監査担当課長会議資料P96の9再掲）

（答）

更新制の導入は、指定事業者の基準の遵守状況等を定期的に確認するため、指定の効力に6年の有効期間を設けられたところである。更新申請時には、指定申請と同様に立入検査を行うことが原則であるが、更新時まで立入検査を行っていた場合等についてはこの限りではなく、各サービス及び事業者等の個別の事例に応じて適切に対応されたい。

## 20（指定更新時の事務手続きについて②）

指定の更新の申請に際し、事業開始における指定と同様の添付書類が必要か。

（平成18年8月全国介護保険指導監査担当課長会議資料P96の10再掲）

（答）

平成18年4月の改正法施行により、サービスの質の確保・向上を図るため、事業者の指定の更新制が導入されたところであるが、介護保険法施行規則において、指定の更新に必要な添付書類のうち、既に指定申請の際に提出している書類と内容に変更がない場合は、各自治体の判断により書類の提出を一部省略することができる扱いとしている。

なお、既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、現存の事業規模のまま介護予防サービス事業者の指定を受ける場合においても同様の扱いとしているところである。